

第4回日中韓防災担当閣僚級会合
日中韓三国の防災協力に関する共同声明（仮訳）
2015年10月28日 日本、東京

我々日中韓防災担当閣僚は、2015年10月28日、日本・東京において第4回日中韓防災担当閣僚級会合に参加した。

我々は、3ヶ国のみならず全世界において、地震、津波、洪水、熱波を含めた自然災害によって尊い命が失われ、甚大な被害を受けたことについて、深く哀悼の意を表した。

地震や台風といった破壊的な自然災害をより頻繁に経験していることから、地理的に密接した我々3ヶ国間の防災協力の重要性と意義について再確認した。

我々はまた、第1回、第2回及び第3回の日中韓防災担当閣僚級会合の成果を振り返るとともに、HFA進捗報告や国の政策報告などの公式報告書に基づき、3ヶ国間の防災協力に関して進捗を議論した。さらに、防災分野における実務協力を強化するとともに、本年3月に行われた第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」を推進するため、我々は以下の項目について議論し、進展を図ることを決定した。

I. 仙台防災枠組2015-2030の推進

- a. 仙台防災枠組で定められたグローバルターゲットのモニタリングに資するよう、3ヶ国間において、ハザード情報（ハザード・プロファイル）、災害損失、災害復旧に関する情報の互換性を高めるとともに、それらと既存の情報との関連性を向上させる。
- b. 仙台防災枠組で定められた優先行動、特に、防災への投資と、災害復旧・復興段階における「より良い復興」の取組について、3ヶ国間で行われる様々な機会を通じて、情報、技術、経験及び教訓を共有する。
- c. 本年末に予定されている気候変動枠組条約 COP21 等の国際会議における交渉や議論を通して、国際社会における防災の主流化に積極的に貢献する。
- d. 日中韓の各国で開催される防災に関する国際会議、地域会議において、仙台防災枠組を取り上げ、その実施を推進する。
- e. 日本が国連第2委員会に「世界津波の日」に関する決議案を提出したことを認識しつつ、国際社会における津波による被害軽減のため、三国で連携し、津波の脅威と対策について意識啓発を行う。

II. 教育と訓練

- a. 日中韓で発生した大規模災害の経験と教訓を共有する。これまで 3 回にわたり実施してきた、3 国間の共同机上訓練 (TTX) の成果を分かりやすい形で蓄積するとともに、海外支援の提供・受入れに係るお互いの連絡先の維持・更新を行う。
- b. 相互に協力して、日中韓の災害被害を受けやすい地域や、深刻な災害被害を受けて復興過程にある被災地を訪問し、お互いの災害予防・減災対策や、より良い復興の取り組みを学習する。
- c. 政府職員の防災・災害リスク軽減における能力開発のため、アジア防災センター (ADRC)、中国国家防災センター (NDRCC)、国際訓練教育機関 (GETI) を含め、日中韓それぞれに存在する国際的・地域的な教育・訓練機関を活用するとともに、他の 2 か国に対し訓練の機会を提供する。
- d. 共同で訓練プログラムやセミナーを開催することで、3 ヶ国の防災に関する技術と経験を途上国に提供する。

ホスト国は、次回会合まで、当会合にて合意された事項についての進捗管理を行う責任を負う。

我々は、防災における協力を推進することを目的とした日中韓三国協力事務局 (TCS) の取組を評価する。我々は、共同声明の進捗管理に、TCS を可能な限り関与させることとする。

我々は、隔年会議開催の原理に基づき、第 5 回日中韓防災担当閣僚級会合及び準備のための高級実務者／専門家会合を中国で開催することについて合意に至った。我々は 2015 年 10 月 28 日、日本の東京において、共同声明に署名し、英語表記の声明を取り交わした。

日本国
内閣府
特命担当大臣 (防災)

中華人民共和国
民政部
副部長

大韓民国
国民安全処
次官
